

吹田市立学校・保育施設等包括管理業務委託（第２期）に関する

サウンディング型市場調査実施要領

１ 調査の目的

本市では、学校・保育施設等の施設管理において、業務の効率化・迅速化と予防保全による効果的・効率的な維持管理を図ることを目的に、令和５年度から「吹田市立学校・保育施設等包括管理業務委託」を導入しています。

現行契約は令和１０年３月３１日で終了する予定であり、次期契約（令和１０年度～）の開始に向けて、現行契約において生じている課題等の解消を図りつつ、対象施設を拡大することを検討しています。

本調査は、次期契約に向けた検討を進めるにあたり、対話を通じて本業務への参入意向や業務内容及び規模の妥当性を判断するため実施するものです。

２ 包括的民間委託の事業概要

（１）対象施設（詳細は別添のとおり）

小・中学校（跡地を含む）、留守家庭児童育成室、公立幼稚園・保育園等・認定こども園及びこども発達支援センター（跡地を含む）、図書館※、公民館※

（※は次期契約から新たに対象施設に追加することを検討している施設）

（２）対象業務

修繕業務（日常的に行う小規模修繕）及び維持管理業務

（３）期間

５年を予定しています。（別途、４～５か月程度の準備期間を設ける予定です。）

３ 本調査の対象事業者

（１）包括的民間委託の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループとし、個人での参加はできません。グループで参加する場合は、主たる役割を担う代表者１社を選定してください。

（２）本調査では、吹田市競争入札参加有資格者名簿への登録の有無を問いません。

※令和９年度に予定している事業者選定に参加する場合は、選定実施時点で吹田市競争入札参加有資格者名簿に登録されている必要があります。

（３）本要領公表日から参加申込書提出日までの間において、以下の要件の全てに該当すること。

①地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。

②吹田市指名停止措置要領（平成１６年４月１日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

③吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成２４年１１月１３日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。

④会社更生法（平成１４年法律第１５４号）及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に

基づく更生・再生手続中の者でないこと。

⑤納税義務を有する税金（国税及び地方税）を滞納していないこと。

4 本調査のスケジュール

実施内容	日程
実施要領の公表	令和8年（2026年）7月17日（金）
サウンディング参加申込（エントリーシート提出）期限・事前調査票の提出期限	令和8年（2026年）8月18日（火）午後5時
対話の実施	令和8年（2026年）8月25日（火） ～8月31日（月）
調査結果の公表	令和8年（2026年）10月中旬予定

5 本調査の主な内容

- （1）本業務への参加意向について
- （2）業務範囲・規模について
- （3）準備期間について
- （4）現行契約における課題への対応策について
- （5）市内業者の受注機会の確保について
- （6）修繕について
- （7）その他

6 サウンディングの手続

（1）サウンディングの参加申し込み

本調査への参加を希望する場合は、本市ホームページに掲載しているエントリーシート及び事前調査票をダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メールで送信してください。

《送信先》

吹田市教育委員会事務局 学校教育部学校管理課

（電子メールアドレス）kanrika_houkatsu@city.suita.osaka.jp

※メールのタイトルは「包括管理市場調査参加希望【法人名】」としてください。

《送信期限》

令和8年8月18日（火）午後5時 【厳守】

（2）対話日の決定

対話日は、エントリーシートに記載いただいた参加希望日時を参考に令和8年8月25日（火）から令和8年8月31日（月）までの各日午前10時から午後5時までの間で決定し、個別に電子メール又は電話にて連絡します。なお、日時は希望に沿えない場合もありますので、予め御了承ください。（1事業者あたり1～2時間程度）

（3）対話の実施

対話は、事業者の御提案やノウハウ等の保護のため、個別に実施します。

対話に必要な資料がある場合は、事前に電子メールで提出してください。

※当日持参する場合は20部御用意ください。

(4) 対話結果の公表

本調査でお伺いしたことは、事業者名と事業者のノウハウ・実績等の部分を除き、本市ホームページで公表します。

7 本市からの提供資料

- (1) 対象施設（予定）一覧
- (2) 対象業務（予定）概要
- (3) 現行契約における再委託先一覧
- (4) 次期契約からの対象業務（維持管理業務）の実績
- (5) 現行契約における修繕業務の実績

※(2)の別紙（現時点での仕様書（案））及び(3)～(5)につきましては、参加申込者のみ、別途電子メールにて資料を提供します。

8 その他

(1) 参加の取扱い

本調査への参加の有無や御意見の内容等は、今後の事業者選定等のプロセスに影響するものではありません。

(2) 費用負担

本調査の参加に関する書類作成・提出等に係る全ての費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 提出書類の取扱い・著作権等

提出書類の著作権はそれぞれ参加事業者に帰属しますが、提出書類は返却しません。また、本調査に係る検討以外の目的で提出資料等を使用することはありません。

9 問合せ先・提出先

吹田市教育委員会事務局 学校教育部学校管理課

住所 : 吹田市朝日町3番408号（さんくす3番館4階）

電話 : 06-6155-8031（直通）

Mail : kanrika_houkatsu@city.suita.osaka.jp